

特別養護老人ホーム御所浦苑

重要事項説明書

(熊本県指定事業所番号 熊本県 4393200437 号)

特別養護老人ホーム御所浦苑はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご説明いたします。

当施設のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護 3」・「要介護 4」・「要介護 5」の認定をされた方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所いただく場合	10
7. 身元引受人等について	12
8. 苦情の受付について	12
〈重要事項説明書付属文書〉	14

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人天水会
(2) 法人所在地 熊本県天草市御所浦町御所浦 4393 番地 1
(3) 電話番号 0969-52-3727
(4) 代表名氏名 理事長 岡部 誠

(5) 設立年月日 平成 11年 1月 18日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類

指定介護老人福祉施設

(2) 施設の目的

特別養護老人ホーム御所浦苑は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 御所浦苑
(4) 施設の所在地 熊本県天草市御所浦町御所浦 4393 番地 1
(5) 電話番号 0969-52-3727
(6) 施設長氏名 岡部真紀子
(7) 特別養護老人ホーム御所浦苑の運営方針

明るく、家庭的な雰囲気のなかで、安心して過ごしていただける様に努めます。

ご利用の方やご家族の意思を尊重し、生きがいを持てる生活を支援をします。

地域に密着した施設作りを目指し、地域との交流の場を積極的につくります。

- (8) 開設年月日 平成 11年 6月 1日
(9) 利用定員 40人

3. 居室の概要

施設では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋	6室	従来型個室

2人部屋	17室	多床室
合計	23室	
食堂	2室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器] 平行棒、マッサージ機、滑車等
浴室	1室	一般浴・特殊浴槽
静養室	1室	
医務室	1室	

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。施設・設備のご利用にあたって、ご契約にご負担いただく費用はありません。

〈居室の変更〉

- (1) ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
- (2) 感染症等により個室への入所の必要があると医師が判断した者（個室への入所期間が30日以内に限る）
- (3) 著しい精神状態等により、他の同室者的心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入所が必要であると医師が判断した者

上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4. 職員の配置状況

ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

令和7年4月現在 [単位：名]

職種	常勤換算※1	指定基準※2
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	15名以上	14名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名	2名
5. 機能訓練指導員	1名（兼務）	1名（兼務可）
6. 介護支援専門員	1名（兼務含む）	1名（兼務可）
7. 医師	1名（嘱託医）	1名（非常勤可）
8. 栄養士	1名	1名
9. 調理員	5名	必要数
10. 介助員	2名以上	—

※1 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施

設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数(小数点以下切り捨て)

※2 指定基準：利用定員40名(満床時)に対しての必要配置人数

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師(内科)	週1回 2時間
2. 介護職員	標準的な時間帯における配置人員 早朝： 7:00～16:00 2名 日中： 8:00～17:30 4～5名 夜間： 17:00～翌9:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における配置人員 日中： 8:00～17:30 2名
4. 機能訓練指導員	毎週月～金曜日

※土日は上記と異なります

5. 提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第3条参照)

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割～7割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食事

- ・当施設では、栄養士等の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食： 8:00～8:30
昼食： 11:40～12:30
夕食： 16:30～17:30

② 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います
- ・寝たきりでも機械浴槽又はシャワー浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助

を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活のために適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービスの利用料金〉

(契約書第5条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

- ① 基本利用料 ご負担額は、利用者様の負担割合によって異なります。
施設サービス費（一日当たり） 令和7年4月1日現在

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	589円	659円	732円	802円	871円

②保険外の費用

(1) 居住費

(令和6年8月～)

	基準額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
従来型個室	1231円	880円	880円	480円	380円
2人部屋	915円	430円	430円	430円	0円

(2) 食費

基準額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1445円	1360円	650円	390円	300円

※その他の加算や保険対象外の自己負担については個人で違いますのでご説明いたします。

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10.00円(級地区分)]

加算名	単位数	利用料金 (×10.00円)	自己負担額		
			1割	2割	3割
日常生活継続支援加算	36単位/日	360円	36円	72円	108円
看護体制加算 (I)	6単位/日	60円	6円	12円	18円
	13単位/日	130円	13円	26円	39円
初期加算	30単位/日	300円	30円	60円	90円
生産性向上推進体制加算 II	10単位/日	100円	10円	20円	30円
看取り介護加算 (I) 死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日	720円	72円	144円	216円
看取り介護加算 (I) 死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日	1,440円	144円	288円	432円
看取り介護加算 (I) 死亡日前日及び前々日	680単位/日	6,800円	680円	1,360円	2,040円
看取り介護加算 (I) 死亡日	1,280単位/日	12,800円	1,280円	2,560円	3,840円
安全対策体制加算(初日のみ)	20単位/日	200円	20円	40円	60円
療養食加算	6単位/回	60円	6円	12円	18円
サービス提供体制強化加算 (I)	22単位/日	220円	22円	44円	66円
介護職員処遇改善加算 (I)		利用単位数の14%			
高齢者施設感染対策向上加算 I		10単位/月			

①日常生活継続支援加算

認知症高齢者等が一定割合以上入所して且つ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置

②看護体制加算

- ア. 看護体制加算 (I) 常勤の看護師の配置
- イ. 看護体制加算 (II) 基準を上回る看護職員の配置

③初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後 30 日に限り加算

④療養食加算

利用者の病状等に応じて、適切な栄養量及び内容の療養食の提供が行われた場合

⑤看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

⑥サービス提供体制強化加算

介護福祉士の資格者等経験豊富な職員を一定の割合配置

⑦介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

※ ①と⑥はいずれか該当する方となります。重複はしません。

〈居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)〉

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ 令和6年8月1日改正（日額）

対象者		区分 利用者 負担	居住費		食費
			多床室	従来型 個室	
世帯全員 が	生活保護受給のかた 市町村民税非課税の 老年福祉年金受給のかた	段階 1	0 円	320円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円以 下の方	段階 2	430円	480円	390円
	非課税かつ本人年金収入 等が80万円超120万円以下	段階 3 ①	430円	880円	650円
	非課税かつ本人年金収入 等が120万円超	段階 3 ②	430円	880円	1,310円
世帯に課税の方があるか、 本人が市町村民税課税		段階 4	915円	1,231円	1,445円

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

(サービスの概要とご利用料金)

①食事の提供（食材料費及び調理に要する費用）1445円/日

②滞在に要する居室の提供（居住に係る光熱水費及び室料金）

従来型個室 1,231円/日 多床室 915円/日

③貴重品の管理

ご契約者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態

施設の指定する金融機関に預けている預金

○お預かりするもの

上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○保管管理者

施設長

○出納方法

・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

・保管管理者は入出金の都度、入出金記録を作成し、その写しをご利用者へ交付します。

○ご利用料金 無 料

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤理 容

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

○ご利用料金 実 費

⑥インフルエンザ予防対策

利用者及びご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

○ご利用料金 実 費

⑦ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、協力病院以外に通院や入院時には、付き添いをお願いします。

○対象地域 御所浦町内 無 料 横浦島は船代自己負担

※その他の地区は交通費実費として 船代金(利用料自己負担)
施設車両使用料として(1キロ35円)走行距離で計算し、10円
単位は切り捨てとし、請求させていただきます。

⑧その他の特別な料金の料金

特別な食事など、ご契約者個人の希望により、特別に用意する食事・
外食等にかかった費用は実費負担となります。

その他の保険給付対象外のサービスについて、ご契約者に負担いただ
くに相当すると思われる料金については、ご契約者の同意を得てご負
担いただきます。

(3)ご利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します
ので、翌月20日までに以下の方法でお支払い下さい。(1ヶ月に満たない
期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とし
ます)

① 金融機関口座からの自動引き落とし

各自お持ちの信用金庫又は郵便局の口座からの、自動引き落とし手続
きをとっていただきます。

② 金融機関口座への振込み

(ご利用できる金融機関) 天草信用金庫 御所浦支店

普通預金 口座番号 0069575

口座名義人 特別養護老人ホーム 御所浦苑

※ ①②の場合は、振り込み手数料は負担していただきます。

③ 窓口への支払い

直接施設の事務窓口に、お支払ください。

(4) 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関にお
いて診療・入院治療を受けることができます(但し下記医療機関での
優先的な診療・入院治療を保証するものではありません また、下記
医療機関での診察・入院治療を義務づけるものではありません)

①協力医療機関

医療機関の名称	所 在 地	診 療 科
国民健康保険天草市立	天草市御所浦町	内科

御所浦診療所	御所浦 2081 番地 13	
上天草市立上天草総合病院	上天草市竜ヶ岳町高戸 1419-19	総合（外科・内科・他）
医療法人 岡部病院	水俣市桜井町 3 丁目 3 番 3 号	内科・外科・整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	天草市立御所浦診療所診療所(歯科)
所 在 地	天草市 御所浦町 2081-13

6. 施設を退所いただく場合

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合
- ⑥当施設から退所の申し出を行った場合

(1) ご利用者からの退所の申し出（契約書第 15 条）

（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、ご利用者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、当施設を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他
本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約書第17条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが6ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは、他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者が連續して7日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合
- ⑤ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

当施設をご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

○ 検査入院等6日間以内の短期入院の場合

6日間以内で入院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。その間、居室はご本人のために確保されますので、居室料はご負担いただきます。

○ 7日間以上、3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に優先的に入所できます。又当施設が、満室の場合でも短期入所生活介護（ショートステイ）を優先的に利用できます。

○ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合（医師の3ヶ月以上の治療診断書がでた場合）

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、協議の上契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

○ 3ヶ月以上の長期入院が見込まれる場合

退所となり、再度入所申し込みが必要です。（優先的に入所することはできません）

（3）円満な退所のための援助

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な、以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他、保健、医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人等について

- (1) 当施設では、契約締結にあたり、身元引受人の設定をお願いしています。
- (2) 身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。
- (3) 身元引受人の職務は、次の通りとします。
 - イ) 利用契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担
 - ロ) 民法458条の2に定める連帯保証人
- (4) 前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。
 - イ) 連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。
 - ロ) 前項の連帯保証人の負担は、極度額20万円を限度とします。
 - ハ) 連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
 - ニ) 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [生活相談員] 山下栄子
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：30
(電話番号) 0969-52-3727

* 担当者が不在の場合は、介護支援専門員又は施設長がその対応を行います。

(2) 第3者委員を設置しています。サービスの内容についての要望や相談にもご利用ください。

氏名	森 章夫
電話番号	67-3057

(3) 行政機関その他苦情受付機関

天草市御所浦支所市民生活課	所在地 熊本県天草市御所浦町御所浦 3527 電話番号 0969-67-2111 FAX 0969-67-3934
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本市健軍2丁目4番10号 電話番号 096-214-1101 FAX 096-214-1105 受付時間 8:30~17:00
熊本県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正会員 会	所在地 熊本市南千反町3番7号 電話番号 096-324-5471 FAX 096-355-5440

(3) 福祉サービス第三者評価事業の評価については、当施設は受けていません。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	介護支援専門員 山下栄子
-------------	--------------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

10 身体拘束について

(5) 事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

(6) また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(7) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(8) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(9) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建て

(2) 建物の延べ床面積 2,467.97 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

[短期入所生活介護（ショートステイセンター御所浦苑）]

平成12年 4月 1日指定 熊本県指令高保福第213号 定員10名

[通所介護（デイサービスセンター御所浦苑）]

平成12年 4月 1日指定熊本県指令高保福第199号 定員30名

[居宅介護支援事業（御所浦苑 居宅介護支援事業所）]

平成19年 4月 1日指定熊本県指令高齢第294号の299

(4) 施設の周辺環境

1. 町の行政区（支所や学校、郵便局等）近くにあって利用しやすい施設です。

2. 港に近く、島外のご家族も気楽にお越しいただけます。

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

○ 介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

○ 生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

○ 看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。2名以上の看護職員を配置しています。

○ 機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。

1名（兼務）の機能訓練指導員を配置しています。

○ 介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

○ 医 師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名以上の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における事業者の義務 (契約書第*条参照)

事業者は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。

②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看

- 護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者またはご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、ご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

衣類、日用品、冷蔵庫、テレビ等

(2) 面会

面会時間 9：00～17：00

※ 時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※ なお、来訪される場合、おもち等のどに詰まりやすい食べ物やなまものの持ち込みもご遠慮ください。

※ 感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システムを用いることにより代える場合や実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。
但し、外泊については、最長で月7日間といたします。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に5.(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について

(契約書第24条参照)

当施設において事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

- 事業者は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

重要事項説明確認書

令和　　年　　月　　日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき
重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム御所浦苑

説明者氏名 職名 署名 : _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福
祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏　　名　　　　　　　印

代理人住所

氏　　名　　　　　　　印